

## 自律的管理に対応する化学物質管理者（製造事業場向け）講習のご案内

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれています。

そこで、令和4年5月に、労働安全衛生規則等が改正され、新たな化学物質規制の体系が示されました。

この新たな体系では、事業者による化学物質の自律的管理という考え方にに基づき、「化学物質管理者」によるリスクアセスメントの実施と、その結果に基づく措置が求められています。

そして、この「化学物質管理者」となる要件として、リスクアセスメント対象物を製造する事業場では「告示」により、取り扱う事業場では「通達」により、それぞれ所要の科目、時間数による講習の受講が定められました。（令和6年4月1日より施工）

**本講習は、リスクアセスメント対象物を製造する事業場を対象として、化学物質管理者（安衛則第12条の5）を選任するための講習**です。

化学物質を製造する事業場では、この講習が化学物質管理者の選任要件となっており、リスクアセスメントのための3時間の実習を含みます。（計12時間の2日間講習となります。）

製造事業場向けの本講習は、「取扱い事業場向け講習」に「実習」が加えられるほか、「学科」についても時間数が多くなっています。

しかし、通達では、取扱い事業場であっても、本講習を受講していただくことがむしろ望ましいとされています。

\*当協会では学科免除は行いませんので、ご了承の上ご受講ください。

実習を含め2日間にわたる本講習を受講していただいた場合には、「製造事業場向け講習」を修了した旨の修了証を発行させていただきます。

### 🕒 カリキュラム

科目種別	講習科目	科目時間
学 科	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間30分
	化学物質の危険性又は有害性の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等 その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実 習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

